

質問第二七号

在韓国日本大使館前における「慰安婦像」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年五月三十日

佐藤 正久

参議院議長 平田 健二 殿

在韓国日本大使館前における「慰安婦像」に関する質問主意書

平成二十三年十二月十四日、「韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）」によって、韓国ソウル市内の在韓国日本大使館前の路上に元慰安婦を象徴するいわゆる「慰安婦像」が設置された。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 日本大使館前に設置された「慰安婦像」は、ウィーン条約にある駐在国は外国公館の安全と品位を保護する義務があるという規定に反するかと考えるが、日本政府の見解如何。

二 これまで日本政府は、日本大使館前の「慰安婦像」の設置・撤去に関し、韓国政府への抗議・申入れを行ってきたのか。抗議・申入れを行っている場合、その内容を具体的に明らかにされたい。仮に、外務大臣以下、政務三役から抗議・申入れを韓国政府に行っていないとすれば、その理由を明らかにされたい。

三 昨年十二月及び本年五月の日韓首脳会談において、野田内閣総理大臣は、日本政府が主張している日本大使館前の「慰安婦像」撤去の要請を行ったのか、明らかにされたい。また、仮に、野田内閣総理大臣が「慰安婦像」撤去の要請を行っていないかった場合、その理由を明らかにされたい。

四 日本政府の内閣総理大臣から韓国大統領に対して、直接、「慰安婦像」撤去に関する毅然とした態度が

示されないため、五月に開館された「戦争と女性の人権博物館」にも、日本大使館前の「慰安婦像」と同じ像が展示されたとの批判に対する日本政府の見解如何。

五 日本大使館前の「慰安婦像」撤去に関する日本政府の今後の取組方針如何。
右質問する。